

新カリキュラム社会福祉士養成についてのQ&A

1. 実習時間・実習プログラムについて

Q: 日本福祉大学の3学部（社会福祉学部、福祉経営学部（通信教育）、健康科学部）の新カリキュラムでの社会福祉士実習の実習時期と実習時間数を教えてください。

A: 各学部で、以下のとおり実習時期と実習時間が異なります。また、実習は2か所の実習施設において、実習施設が指定する実習日程で行います。

①社会福祉学部

ソーシャルワーク実習Ⅰ [2年次] 2月～3月（60時間・8日間）

ソーシャルワーク実習Ⅱ [3年次] 9月～10月（180時間・24日間）

②福祉経営学部（通信教育）

ソーシャルワーク実習Ⅰ [3年次] 11月～1月（37.5時間・5日間）

ソーシャルワーク実習Ⅱ [4年次] 6月～10月（202.5時間・27日間）

③健康科学部

ソーシャルワーク実習（A実習） [3年次] 11月（5日間）

ソーシャルワーク実習（B実習） [3年次] 1～2月（19日間）

※健康科学部は、介護実習（必修）を行うため60時間の実習免除（介護実習Ⅰ）となり、新カリキュラムにおいても実習時間・実習日数は、180時間・24日間で現行カリキュラムから変更はありません。

Q: 新カリキュラムでの社会福祉士実習の実習時間240時間の組み合わせについて詳しく教えてください。

A: 施設・事業所の機能が異なる2か所以上かつ1か所で180時間以上の実習を行う条件を満たせば、60時間と180時間の2か所、40時間と200時間の2か所、180時間と30時間と30時間の3か所実習など、実習時間240時間の組み合わせは各養成校によって異なります。本学3学部の実習時期と実習時間は上記Q&Aにてご確認ください。

2. 実習先・実習指導者について

Q: 法人内に異なる2か所の実習先がある場合は、2か所それぞれの実習先で合計240時間の実習を行うことはできますでしょうか。

A: 機能（施設種別）が異なるのであれば同一法人内でも2か所以上の施設と認められます。

Q: 同一法人において、実習指導者が1名だけの場合、その実習指導者が2か所の実習施設を担当してよいでしょうか。

A: 実習指導者は、配置されている実習種別の施設でしか実習を行うことができません。また、同じ建物に違う実習種別を持つ法人の場合、それぞれの施設ごとに実習指導者を配置する必要があります（同じ実習指導者が種別をまたいで実習指導をすることはできません）。なお、実習指導者1名につき、同時期に受入られる実習生は5名までです。

Q: 240時間の実習を法人内の異なる実習種別の施設で受入れる場合（例えば60時間実習と180時間実習を行う場合）、それぞれの実習施設に実習指導者が必要でしょうか。

A: それぞれの実習施設で実習指導者が必要となります。実習指導者の厚生労働省への届出は、実習種別ごとに行っています。そのため、機能の異なる2か所の施設で実習を行う場合、それぞれの実習施設で実習指導者が必要となります。

3. 実習指導者講習会について

Q: これまでの実習指導者講習会の修了者の取り扱いについて、新カリキュラムになっても実習指導者として継続できるという考え方で良いでしょうか。

A: 現在の実習指導者は、今後も継続して指導する資格を有しています。しかし、新たな社会福祉士養成カリキュラムでの実習（指導）内容を理解するため、都道府県社会福祉士会等で実施される実習指導者フォローアップ研修等の受講をお勧めします。

【参考】詳細については、以下厚生労働省ホームページにてご確認ください。

令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて

1. 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて（令和元年6月28日）

2. 関係法令・通知等（令和2年3月6日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/sei_sakuni_tsui_te/bunya/hukushi_kai_go/sei_katsuhogo/shakai-kai_go-yousei/index_00012.html